

公立学校情報機器整備事業に係る計画

茨城県守谷市

守谷市端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6,044 人	6,075 人	6,047 人	5,939 人	5,846 人
② 予備機を含む 整備上限台数	6,950 台	6,986 台	4,654 台	2,166 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	2,000 台	2,055 台	1,884 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	2,000 台	2,055 台	1,884 台	0 台
⑤ 累積更新率	0.0%	32.9%	67.1%	100.0%	101.6%
⑥ 予備機整備台数	0 台	300 台	308 台	282 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	300 台	308 台	282 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0.0%	15.0%	15.0%	15.0%	0.0%

※上記①～⑧の未到来年度等（令和 7 年度以降）にあっては推定値

（端末の整備・更新計画の考え方）

- ・ GIGA 第 1 期では、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて端末整備を行った。
- ・ 使用開始から 5 年以上経過した 1 人 1 台端末について、その時の児童生徒数に応じて調達を行う。
- ・ 令和 2 年度整備端末（全体の約 3 分の 2）は、中学校全生徒及び小学校 4 学年以上の児童を対象とし、令和 3 年度整備端末（全体の約 3 分の 1）は、小学校 3 学年以下の児童を対象にしている。
- ・ 令和 2 年度整備端末については、導入後 5 年が経過する令和 7 年度に全中学校生徒分を、令和 8 年度に全小学校 4 学年以上の児童分を対象に更新する。
- ・ 令和 3 年度整備端末については、令和 9 年度に全小学校 3 学年以下の児童分を対象に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 6,918 台

○処分方法

- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 6,918 台

○端末のデータの消去方法

- ・ 処分事業者へ委託する。
- ・ 守谷市教育情報セキュリティポリシーに基づき、データの重要性分類に応じた適切かつ確実な消去方法により実施する。
- ・ データ消去完了後は、データ消去完了証明書の発行を受け、実施状況を確認する。

○スケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年度中 処分事業者の選定

令和 9 年以降 使用済端末の事業者への引き渡し

※上記の令和 7 年度整備スケジュール以降、令和 9 年度までの整備に対し、毎年度同様の対応を行う。

○その他特記事項

- ・ 上記処分方法にかかわらず、地域において再利用の需要が発生した場合は、各年度において、必要な台数を処分事業者への委託から除外して対応する。
なお、除外した端末のデータ消去は、守谷市教育情報セキュリティポリシーに基づき、データの重要性分類に応じた適切かつ確実な消去方法により、守谷市教育委員会が実施する。

守谷市ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

・ 総学校数（市立小中学校）	13 校
・ 必要なネットワーク速度が確保されている学校数	5 校
・ 総学校数に占める割合（％）	38％

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けた計画

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

- ・ 令和 6 年度に市内の全小中学校でアセスメントを実施し、アセスメント結果を基に、課題特定、改善策の検討を行った。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

- ・ 令和 6 年度実施のネットワークアセスメントの結果を踏まえ、改善策実施に伴う費用の予算化を図り、令和 8 年 3 月までに「必要なネットワーク速度を確保済みの学校の率」を 100%にするための改善を実施する。

（3）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決方法と実施スケジュール

- ・ 各通信事業者の回線提供状況について情報収集を行った上で、インターネット接続回線を変更し、帯域確保を図る。
- ・ 令和 7 年度中にインターネット接続回線の変更が困難な場合は、インターネット回線を冗長化し、1 人 1 台端末の通信を分散させることによって、1 回線あたりの負荷軽減を図る。

守谷市校務 DX 計画

【現状】

守谷市では、「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」による自己点検の結果、校務の効率化やペーパーレス化等への取り組みについて、保護者との各種連絡、手続や教職員の会議、研修等でクラウドツールの活用等による成果をあげているが、一部では学校間で成果の格差が生じるとともに、クラウドツールの活用対象の拡大、FAX 利用の廃止、紙の提出書類や押印の見直し、校務支援システムのパブリッククラウド化等への対応が停滞しており、校務の効率化・完全なペーパーレス化へは課題が残っている状況である。

「GIGA スクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言を踏まえて、これらの課題について早急に解決に向けた検討が必要と捉えている。

【課題】

(1) クラウドツールの未活用

守谷市では、校務として、生徒の欠席・遅刻等に関する保護者とのやりとり、学校からのお便り等、学校と保護者を結ぶクラウドツールの活用を推進しており、学校内の資料等も共有しているが、校内サーバによる運用（校務支援システムはプライベートクラウドシステム）であり、教職員は、児童生徒の情報の取扱い、資料の作成や修正等は、学校内で行う必要がある。

(2) FAX でのやり取り・押印の見直し

教職員が学校や教育委員会に提出する事務手続きの一部はクラウド化されていないため、書類での提出となっており、責任者による押印等が必須なものもあることから、ペーパーレス化を阻害する要因のひとつとなっている。

また、学校では FAX の利用を基本的に廃止する方針としているが、（事業者又は県・市教育委員会等）と FAX の利用が慣行として行われている状況のため、廃止できない状況である。

(3) 校務支援システムのパブリッククラウド化

守谷市では、校務支援システムについて、VPN 回線を使用したプライベートクラウドシステムとして利用しているため、インターネット接続回線とは別に

回線経費が生じている。また、教職員が学校外で利用することはできない。

今後は、ネットワークの統合及びパブリッククラウド上で運用可能な次世代型校務支援システムの導入について検討が必要となる。

【取組方針】

上記の現状と課題から、守谷市では、下記の通り校務DXの推進を図っていく。

(1) クラウドツールの整備・活用

校内サーバによる運用については、教職員が学校外で一定の業務が行えるよう、ネットワーク構成の検討を含め、クラウドツールの整備・活用を推進する。

(2) ペーパーレス化とFAXでのやり取り・押印の見直し

ペーパーレス化の推進により、単なる紙の削減にとどまらず、教職員の業務においても負担軽減を図る。

FAXは原則使用しない方針とし、事業者等とはFAXを使用しない対応ができないかを継続的に働きかけていく。

また、押印については、廃止や代替を区別し、押印をなくしていく。関係機関の制度によるものの場合、当該者と協議して見直しを図る。

(3) 校務支援システムのパブリッククラウド化

次期校務支援システムの選定にあたっては、パブリッククラウド上で運用できる次世代型校務支援システムを検討する。

また、校務系と学習系の教職員端末を1台に統合や、地域の校務支援システムを共同調達することで、経費負担及び業務負担の軽減を検討する。

(4) 校務DXの更なる推進に向けた取組

校務での生成AIの有効活用に向け、国のガイドラインに基づいた活用を推進し、好事例等の情報収集や講師を招いた研修を教職員向けに実施する。

守谷市 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1. 1 人 1 台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月）等を踏まえ、守谷市が目指す学びの姿として、「未来の教育もりやビジョン」として、児童生徒が社会の大きな変化を踏まえて、たくましく生きる力を身に付け、将来の夢に向かって自己実現できる自律的に学ぶ学習を目指す。具体的には、児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて、1 人 1 台端末・クラウドツールなどを活用できるようにし、計画的に情報活用能力を育成する。ICT 環境を充実させることで、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを支え、深い学びを実現する。

2. GIGA 第 1 期の総括

守谷市では、これまで 1 人 1 台端末の整備と共に、校内などの通信ネットワークの整備を進めてきた。また、ICT 支援員の助言の下、授業での活用も進んでおり、児童生徒同士で意見交換を行い、問題解決に取り組むといったことも行われている。更に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、家庭と学校をつなぎ、児童生徒の学びを保証するためのアプリケーションを含めた ICT 環境を整備している。

教職員の ICT を活用した指導する能力については、教職員の意識・スキルといった面で学校内及び学校間での格差があったため、授業の充実や校務の効率化を図るための各種アプリケーション研修を推進した。その結果、教員の ICT 教育活用指導力調査では、児童生徒が学習に ICT 機器を活用できるように指導できると回答した教職員が 9 割以上となっている。

今後、より一層 1 人 1 台端末の利活用を進めていくには端末、通信ネットワークや周辺環境等の整備に加え、情報活用能力育成について、小学校から中学校の 9 年間で体系的に育成できるようにし、教職員の ICT を活用した指導力の更なる向上が必要と考えている。また、教師が教育データを活用したり、児童生徒が時間や場所を選ばず学べるようにしたりするなど、一人一人の学びを大切にする、より一層の ICT 環境整備を進める。

3. 1人1台端末の利活用方策

端末の利活用を進めていくにあたり、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持していくと共に、1人1台端末の利活用方策として以下について検討していく。

- ・守谷市が目指す、「自律的に学ぶ学習者」を育成するには、自己の学びを計画したり、振り返ったりしながら、自分に合った学びをデザインする力を育む必要がある。1人1台端末を活用し、学習ログの収集や生成AIを活用した自己分析などの環境を整備していく。
- ・児童生徒の学習状況や心理状況をデータとして分析し、教職員が指導に活用できる環境を整える。また、心理的に不安を抱えている児童生徒が外部機関とつながる環境や不登校児童生徒の学びの場を確保し、児童生徒が「相談したい」「学びたい」と思った時にすぐに行動に移せる環境を整える。
- ・教職員向けのICT活用研修を設け、受講率を100%にすることに加え、教職員の理解度に合わせてICT支援員の協力体制を整備する。具体的には、教職員向けにクラウドを活用した授業の研修を実施し、共同編集や他者参照の学びを教職員が実際に体験し、ICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びを授業で行うことができるようにする。
- ・実践事例や先進的取組などの調査に加え、域外の取組についても意見交換が出来るよう取組む。